二十五　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護が行われるとき。
二十六　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八条第一項、第十一条第四項若しくは第十四条第二項の規定による移管又は同法第二十一条第二項の規定による諮問が行われるとき。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎

---

子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百五十六号**

子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

---

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百五十七号**

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）附則第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

子ども・子育て支援法附則第十条第四項の規定に基づく保育緊急確保事業に要する費用の補助に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百五十八号**

子ども・子育て支援法附則第十条第四項の規定に基づく保育緊急確保事業に要する費用の補助に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法附則第十条第四項の規定による国の補助は、同法の施行の日の前日の属する年度までの各年度（同日の属する年度（同日が三月三十一日である場合の当該年度を除く。）にあっては、四月一日から同法の施行の日の前日までとする。以下同じ。）において同条第一項に規定する特定市町村又は同条第二項に規定する事業実施市町村が行う同条第一項に規定する保育緊急確保事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣が定める基準に従って行うものとする。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、子ども・子育て支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

2　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日の前日の項の下欄を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一　子ども・子育て会議の庶務に関すること。<br>二　同法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関すること。 | 内閣総理大臣　安倍　晋三<br>厚生労働大臣　田村　憲久 |

# 府　令

**○内閣府令第三十三号**

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十七条の二並びに沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第二十六条及び第二十七条の規定に基づき、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三